## インドネシアとの協議報告 2004年2月19日

### 全般的な議論

CCSBT 代表団は 2004 年 2 月 19 日にインドネシアを訪問し、ミナミマグロ漁業に関して、またミナミマグロ保存条約への加盟、あるいは協力的非加盟国として CCSBT に参加することに関し、インドネシアの意向について議論した。

CCSBT代表団の構成員は以下の通り。

グレン・ハリー CCSBT オーストラリア政府代表

条知 文 CCSBT 日本政府代表

神谷 崇 水産庁資源管理部国際課課長補佐

宮澤 軌一郎 水産庁資源管理部遠洋課 神長 健夫 在インドネシア日本大使館

ブライアン・マクドナルド CCSBT事務局長

インドネシア代表団の構成員は以下の通り。

フスニ・マンガ・バラニ 海洋漁業省漁業局長

アジ・スラーソ 海洋漁業省漁業局局長補佐 パーリン・タンブナン 海洋漁業省水産資源局長 ニラント・ペルボウォ 海洋漁業省国際協力計画部長

パーワント 海洋漁業省水産企業サービス部部長

スブハット・ナーハキム 海洋漁業省漁獲研究所長

ジェルウィン・ジュサフ 海洋漁業省経済・社会・文化担当顧問

メリ・ビンサー・シモラングキア 外務省多国間担当局課長

アンディ・ソスモノ 海洋漁業省漁業局

黒澤 馨 海洋漁業省漁業計画 JICA 専門家

マンガ・バラニ氏が CCSBT 代表団を歓迎した。バラニ氏の冒頭発言は別添の通り。インドネシアが冒頭発言で指摘した主な点は以下の通りである。

- インドネシアは協力的非加盟国となることを希望
- インドネシアにとって漁業管理とモニタリングは困難な状況にある
- CCSBT が提案している漁獲制限 800 トンに対し、現在の推定漁獲量は約 2000 トン
- ミナミマグロ(以下、SBT)資源の健全性を守るために IUU 漁業と戦う行動が必要事務局長が、委員会を代表して返答し、以下の点を強調した。
  - インドネシアでは 1990 年以降、外国登録漁船が同国の SBT 漁業に参加するようになり、 SBT 漁獲量が増大し SBT の主要な漁獲国となっている
  - インドネシアは、唯一知られる SBT の産卵場で操業行っている
- CCSBT はこれらの 2 点を懸念し、1995 年以降インドネシアに対し、委員会の活動に積極的に参加するよう求めている

- CCSBT はインドネシアが直面している困難な状況を認識しているので、加盟国としての財政的な責任を問わず、委員会の活動に完全な形で参加できる協力的非加盟国という地位を設置した
- CCSBT は、協力的非加盟国の地位を、完全な加盟国になるまでの移行的措置とみなしている
- 当漁業を保存するために既存の加盟国が漁獲量を削減してきていること、またインドネシアの漁獲量を長期的な視点から見た場合その漁獲量は近年減少していることから800トンという漁獲量は妥当である
- CCSBT はインドネシアの協力を真剣に求めている

インドネシアの要請を受け、事務局長は CCSBT 決議が定めた協力的非加盟国の権利と責任について概要を説明した。インドネシアに対し、CCSBT は、協力的非加盟国が委員会の活動に完全な形で関わることを希望しており、この地位は投票権以外のすべての権限を与えられていることを説明した。CCSBT 代表団は、協力的非加盟国の地位は財政的な貢献が必要でないことを指摘した上で、インドネシアが CCSBT の会議に平等な立場で参加できるように今後も会議参加費用を援助する用意があることを伝えた。

その後の全般的な議論の中で、インドネシアは国際漁業社会において責任あるメンバーとなることを政策としており、IOTC、オーストラリア、日本の支援を受けて、SBT のモニタリング能力を高めていることを指摘した。しかし、モニタリング活動を前進させるためには、さらなる技能開発や技術移転、データベースの専門知識が必要であると指摘した。

### 漁獲制限800トンの提案について

インドネシアは、協力的非加盟国として 2、3 年の経験を積んだ後、条約への加盟の有用性について検討すると述べた。これを踏まえてインドネシアは、800 トンの漁獲制限という提案は低すぎるものであり、最近の漁獲実績から見て 2000 トンの漁獲制限がより適切であると指摘した。

インドネシアはさらに、今の段階で同国が800トンの漁獲制限を管理するのは非常に難く不可能であると強調した。その理由として以下の点が述べられた。

- 中央政府に登録されているマグロ漁船が 931 隻ある
- 地方政府もマグロの漁獲を行う漁船の登録を行っている
- SBT はマグロ総水揚量から見て小さな混獲である(3.6% 6.8%)
- 混獲量を制限するためには、インド洋において他のマグロ類に対する国際的な規制が ないにもかかわらず、同国のマグロ漁業全体を縮小しなくてはならない
- これは、地域社会の社会的・経済的発展を促すためにマグロ類の漁獲量を最大限にしようとするインドネシアの政策と相容れない
- 2003 年の漁獲量は確かに約 500 トンに縮小しているが、それは魚価と操業費用が合わないために現在操業を控えている漁船がいくつかあるためである。しかし、これらの漁船は現在もインドネシアにおり、操業許可を保持している
- 931 隻のまぐろはえ縄登録漁船による漁獲量が 56,796 トンであること、また CSIRO が 計算した SBT の混獲量が全体の 3.6% から 6.8% であることを鑑みると、操業のための 経済条件が改善すれば、SBT の漁獲量は 2,045 トンから 3,862 トンの規模になる可能性 がある。 すなわち、

 $56,796 \times 0.036 = 2,045$  $56,796 \times 0.068 = 3,862$  となる。

CCSBT 代表団は、IOTC が示した 2003 年の 515 トンという推定値は、長期的な構造変化を反映しているもので、今後漁獲量が増えたとしても、過去のレベルに戻る可能性は低いであるうという意見を示した。したがって、現在提案中の 800 トンの漁獲制限は妥当であり、あまり大きな困難を伴わずに実現することが可能であると述べた。3,862 トンという漁獲量は考えられず、たとえ 2000 トンであっても、SBT 漁業に深刻な脅威を与えると CCSBT はみなしていると述べた。

### 外国漁船

CCSBT 代表団はインドネシアに対し、インドネシアで登録され、同国の会社が操業している外国漁船の操業許可を取り消す可能性について打診した。

インドネシアは、そのような行動は技能や技術の移転を提供する合弁事業の促進を図ろうとするインドネシアの普遍的な外資導入制度と相容れないものであると述べた。現在の取決めは以下の通りとなっている。

- 外国資本・インドネシア資本の割合にかかわらず合弁事業である場合 全漁船ともインドネシアの登録を必要とする
- 特定期間を経た後、漁船が 100%インドネシア所有となる分割払い購入の場合 全漁船 ともインドネシアの登録を必要とする
- 排他的経済水域内での漁業免許の場合は漁船の旗国は外国籍のままで、免許費用は米ドルで支払われる。インドネシアはその国に対し漁獲枠を与え、その漁獲枠が外国漁船に振り分けられる。このような取決めは、中国、タイ、フィリピンとのみ行っている。

CCSBT 代表団は、インドネシアの外資導入に対する姿勢は認めたが、このような取決めにより、諸国は CCSBT の保存管理の枠組の外での SBT の漁獲を可能にしてしまうという懸念を繰り返し表明した。これは実質的に、加盟国も CCSBT で合意された漁獲制限を越えて漁獲できることを意味する。

## 結果

漁獲制限と外国漁船の問題を解決するために、CCSBT 代表団は下記の事項を提案した。

- インドネシアが協力的非加盟国になった場合、CCSBT 決議のもとでは、2004年の 漁獲制限を800トンとする
- インドネシアがこの漁獲推定量を実現するための管理面における困難を考慮し、インドネシアの協力的非加盟国の地位に関する CCSBT との書簡のやり取りには 800 トンという数字は示さない
- 2004 年と 2005 年の期間、インドネシアは現在の漁業管理体制を継続し、CCSBT が 漁獲量をモニターする。この 2 年間の漁獲量をもとに、インドネシアの過去の漁獲 実績、また CCSBT 加盟国が保存管理のために削減してきた漁獲量を考慮した上で、 以後のインドネシアの漁獲制限を決定する
- インドネシアは2年間のモニタリング後に提示される漁獲制限に合意する
- CCSBT は、CCSBT 枠内において、加盟国によって所有される漁船の問題を取り上げる

インドネシアはこれらの提案に合意し、協力的非加盟国になるための正式な申請を行うであろう。申請の際には、当議事録に添付した書簡案を使用する。申請日はインドネシア外務省の決済如何となるが、国内手続きは2ヶ月以内に完了するものと思われる。

## 次のステップ

インドネシアは協力的非加盟国申請の承認のための国内手続きを開始する。

CCSBT は、CCSBT で合意された漁獲制限を超過して漁獲している加盟国の漁船の問題を解決する。この問題は4月の特別会合もしくは閉会期間中に取り上げることとなる。インドネシアは同国内で操業している企業の所有権についての情報を提供する。

## その他の事項

インドネシアは議論の中で数回にわたり、インドネシアの漁獲モニタリングへの支援について言及した。CCSBT 代表団は、インドネシアの能力を高めるために、今後も支援すると述べた。

インドネシアは、SBT の混穫の削減に向けた漁業管理を行うためには、SBT が実際にどこで産卵しているかを知ることが非常に重要であると述べた。インドネシアにおいて唯一有効な管理手段は禁漁区を設けることであり、そのための調査が必要であると述べた。CCSBT はこの問題を検討することに合意した。

皆様おはようございます。

まずは、ようこそジャカルタへいらっしゃいました。CCSBTの事務局に対し、主にこの 地域における漁業の発展に向けた持続的な協力に対して御礼申し上げます。

またこの機会を利用して、CCSBTが特にミナミマグロの保存管理において重要な役割を果たし、地域の漁業管理機関の世界的リーダーとしての最高の例を示していることを指摘したいと思います。

水産資源の持続的な管理という観点から、インドネシアは委員会に対し、CCSBTの協力的非加盟国として受け入れてもらうよう要請してきました。

この会議では、漁業統計データ、IUU漁業・過剰能力、ならびに中西部太平洋条約(WCPFC)など全てが我々全員の懸念事項であります。

インドネシアでは、継続的なモニタリング活動を行うのは難しいということを我々は認めざるを得ません。地方分権化の時代において、インドネシアでは 1999 年に地方自治法が制定され、中央政府が地方政府から一連のデータを入手することが一層難しくなりつつあるということを、この会議において皆様にお伝えしたいと思います。

しかしながら、より良い漁業管理を行うために、我々は「責任ある漁業のための行動規範」の普及、マグロ統計の適用、ならびに漁業統計の改善などを通じて、いくつか必要な手段を講じてきました。漁業開発政策における漁業統計の重要性に鑑み、インドネシアでは統計手法やデータ収集制度の改善を 2、3 年前から全国的に実施しています。インドネシアはまた、マグロの水揚量のデータを統一的に収集することの重要性も十分に認識しています。そのために、SBT、メバチ、ならびにその他の魚種など、より詳しい魚種データを含めるようデータ収集制度を改善しました。

インドネシア政府はまた、IUU 漁船の管理が依然としてマグロ資源管理における大きな規制要因であり、国際的な懸念事項であることを指摘したいと思います。CCSBT 域内における IUU 漁業問題を解決するための最も効果的な手段は、確固たる行動であると我々は信じています。早急に行動を取るために、より強固な決意をもって努力しない限り、条約の IUU 撲滅目標は達成できないと思います。我々は、資源の枯渇を防ぐためには即刻に行動を取ることが急務であると考えます。

さらに、IUU漁業実体と戦うために、インドネシア政府は国内水域における違法な漁業実体を削減するため、全漁業操業者に対し漁船の再登録を義務化し、漁業規制を強化しています。

インドネシアでは、漁船モニタリング制度 (VMS)を 2003 年末から実施し、2004 年には 1500 のモニタリングシステムを導入することを目標としています。 VMS 導入の優先順位は 外国漁船、まぐろはえ縄漁船、ならびに 100 トン以上の漁船としています。

さらに皆様にお伝えしたいのは、インドネシア政府は 2004 年 4 月 19 日から 24 日まで中西部太平洋委員会 (WCPFC) の第 6 回準備会合の開催を任命されていることで、この会議はバリ島で開かれます。太平洋諸国から約 300 人が参加する予定です。

皆様、2003 年 10 月の CCSBT 年次会合において、インドネシアからのオブザーバーに対し、拡大委員会は年間 800 トンの漁獲制限が適切であると勧告してくださったことにお礼を申し上げます。しかし、我々の推定では適切な毎年の漁獲制限は 2000 トン以上であると考えるので、本会議においてこの点をさらに検討できることを期待します。

さらに、皆様に申し上げたいのは、インドネシアは現在、漁業法の改正作業に入っていることで、例えば、地域協力、漁業管理計画、その他漁業管理における地域および地方の協力の重要性なども検討し包含していく予定です。

最後になりましたが、この会議がこの地域のマグロ管理に向けて実りある結果を生み出す ことを期待します。

ありがとうございました。

フスニ・マンガ・バラニ 海洋漁業省漁業局長

2004年6月XX日

ミナミマグロ保存委員会(CCSBT) 事務局長 プライアン・マクドナルド殿

拝啓

ミナミマグロ保存条約(CCSBT)の拡大委員会ならびに拡大科学委員会の協力的非加盟国となることに当たり、

インドネシア政府は、ミナミマグロ保存委員会(CCSBT)のブライアン・マクドナルド事務局長に敬意を表し、CCSBTの協力的非加盟国となるための招待状を受理したことをここに確認します。インドネシア政府は、ミナミマグロ(SBT)の管理に関わる委員会の権威を確認いたします。

貴招待状は、委員会の積極的かつ奨励的な姿勢を示すものであり、したがってインドネシア政府も積極的に対応したく、ここに CCSBT の協力的非加盟国の地位としての申請書を、「拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設立するための決議(決議)」の第4段落、第5段落に示されている具体的な要件に対する私共のコミットメントを示す正式な宣言書ともに提出いたします。

私共の協力的非加盟国の地位への申請を好意的に検討していただくことを、インドネシア 政府は期待します。

敬具

(別添)

# 決議書の関連条項に対するインドネシアのコミットメント CCSBT 拡大委員会への宣言

インドネシア政府は、決議の第4段落、第5段落に示されている関連条項に対し、特に下記の特定事項についてのコミットメントを表明する。

### 1. 漁獲制限

インドネシア政府は、SBT の年間漁獲量が CCSBT と合意した漁獲制限を超過することがないよう確保するため関連漁業を管理する。

## 2. 保存管理措置

インドネシア政府は、SBTの産卵場として唯一知られている水域がインドネシア排他的経済水域内ならびに周辺の水域にあること、ならびに SBT の保存管理に当たり産卵資源の保存が極めて重要であることを鑑み、科学的な根拠に基づき、産卵資源の保護を促進するために禁漁区や禁漁期間の設置などの国内規制を確立し実施する。

#### 3. データの提供

インドネシア政府は、CCSBT 加盟国やその他の地域漁業管理機関の支援のもと、SBT 漁業に関するデータ収集および解析の能力を高める。

### 4. 科学的調査及び研究

インドネシア政府は、SBT の科学的調査及び研究を、独自で、もしくは共同で行う。インドネシア政府は、CCSBT 加盟国により、インドネシア排他的経済水域内における SBT 調査の申請を受けた場合には、関係加盟国と協議した上で、研究調査が速やかにかつ効果的に行えるよう積極的な措置を取る。

## 5. IUU 漁業

インドネシア政府は、IUU 漁業と戦うために CCSBT が採用する措置を、必要な国内規制の導入も含めて実施する。